

2011年12月19日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—国家外貨管理局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第206号)

国家外貨管理局、国内企業の外貨質権設定による 人民元借入に関する規定を公布 ～人民元借入時に質権設定可能な外貨を經常項目外貨口座内資金に限定へ～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は2011年11月17日付で、『国内企業の外貨質権設定による人民元貸付政策に関する問題についての通達』(匯発[2011]46号、以下、『46号通達』という)を公布しました。『46号通達』は、国内企業が、自身で保有している外貨を質権設定して人民元を借り入れる際の手続について規定したものです。

従来、外貨質権設定による人民元借入は外商投資企業のみ認められており、中資企業に対しては上海市や浙江省寧波市などの一部地域を除き、認められていませんでした。『46号通達』では、こうした外商投資企業と中資企業に係る手続を一本化。外資・中資を問わず、国内企業の外貨質権設定による人民元借入を認めています。

ただし『46号通達』は中資企業にとって規制緩和措置であるものの、外商投資企業にとっては、外貨資金の出所に関して一部、規制が強化されている面があるため、留意が必要です。

外商投資企業が保有外貨を質権設定して人民元を借り入れる場合、従前は『2005年国内外資銀行の短期対外債務指標査定業務に関する通達』(匯発[2005]4号、以下、『4号通達』という)に基づき、資本金口座および經常項目外貨口座の外貨資金が質権設定可能でした。しかし『46号通達』では外貨資金の出所を『經常項目外貨口座(輸出外貨受取・元転審査待ち口座を除く)』に限定。中・外資企業に対する管理の一本化に伴い、外商投資企業に係る規制についても変更が行われているため、今後、外商投資企業が保有外貨を質権設定して人民元を借り入れる場合は、慎重に実務を進める必要があります。

【図表1】外商投資企業の外貨質権設定による人民元借入に関する変更点

『4号通達』	『46号通達』
4. 外資銀行の外貨保証に関する問題 (2) 外貨指定銀行は、外商投資企業に対して人民元貸付を実行する場合、債務者の設定する外貨質権を受け入れることができる。ただし<u>外貨質権の出所は資本金口座および經常項目外貨口座に限る。</u>	1. 国内金融機関は、中資企業および外商投資企業(以下、「国内企業」という)に対して人民元貸付を実行する場合、債務者の設定する外貨質権を受け入れることができる。<u>外貨質権の出所は經常項目外貨口座(輸出外貨受取・元転審査待ち口座を除く)内の資金に限る。</u>

(『4号通達』および『46号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

『46号通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)、および18ページにございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報入手次第、随時ご案内させていただきます。

国家外貨管理局

匯発[2011]46号

『国内企業の外貨質権設定による人民元貸付政策に関する問題についての通達』

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深セン・大連・青島・アモイ・寧波市分局：

中外資企業に係る融資政策の差異を段階的に解消し、中小企業の貿易、融資難の問題を緩和するため、前期政策の試行の基礎のもと、国家外貨管理局は中資企業の外貨質権設定による人民元貸付政策を全国の範囲内において展開することを決定した。ここに関連する事項について以下のように通知する。

1. 国内金融機関は、中資企業および外商投資企業(以下、「国内企業」という)に対して人民元貸付を実行する場合、債務者の設定する外貨質権を受け入れることができる。質権設定する外貨の出所は経常項目外貨口座(輸出外貨受取・元転審査待ち口座を除く)内の資金に限る。
2. 経常項目外貨口座の口座開設銀行は国内外貨振替等の規定に基づき、質権貸付契約に基づき、関連する外貨振替手続を行わなければならない。外貨質権設定による人民元貸付契約の執行が完了し、債務者に違約が発生しなかった場合、質権として設定された外貨は、質権設定口座の口座開設銀行が関連する証憑を審査した後、もとの資金振替払出口座へ振替入金する。

債務者に違約が発生した場合、貸付銀行は未返済の人民元貸付元利金と関連費用金額および当日に当該銀行が公示する外貨現金買取価格に基づき、受け取るべき外貨金額を計算し、併せて直接、元転手続を行い、残余部分の外貨はもとの資金振替払出口座へ振替入金する。

3. 外貨質権設定の通貨種類はインターバンク外貨市場の公示相場の外貨に限る。

4. 外貨質権設定による人民元貸付業務を取り扱う金融機関は毎月月初5営業日以内に所在地の外貨管理局に対して前月の外貨質権設定による人民元貸付業務に係る状況を報告しなければならない(添付表1および添付表2参照)。国家外貨管理局各分局、外貨管理部(以下、「各分局」という)は毎四半期の期初15営業日以内に国家外貨管理局資本項目管理司に対して前四半期における管轄内の金融機関が取り扱った外貨質権による人民元貸付業務状況を一括して報告しなければならない(添付表3)。
5. 各分局は本通達を管轄内の中心支局・支局および金融機関に転送し、併せて具体的なオペレーションガイドラインを制定し、銀行および企業に対して政策の解釈を行い、データのモニタリングおよび分析を強化し、遅滞なく国家外貨管理局資本項目管理司に対して、政策執行中における問題を報告しなければならない。
6. 本通達は公布日より実施する。国内企業の外貨質権設定による人民元貸付業務は、すべて本通達に基づき執行する。

- 添付表 : 1. 金融機関の外貨質権設定による人民元貸付業務登記表(略)
2. 金融機関の外貨質権設定による人民元貸付業務月次一括報告表(略)
3. 管轄内金融機関の外貨質権設定による人民元貸付業務四半期一括報告表(略)

国家外貨管理局

2011年11月17日

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー部 佐藤直昭 】

国家外汇管理局

汇发[2011]46号

《关于境内企业外汇质押人民币贷款政策有关问题的通知》

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局：

为逐步消除中外资企业融资政策差异，缓解中小企业贸易融资难问题，在前期政策试点的基础上，国家外汇管理局决定在全国范围内推广中资企业外汇质押人民币贷款政策。现就有关事项通知如下：

- 一、 境内金融机构在向中资企业和外商投资企业（以下简称境内企业）发放人民币贷款时，可以接受债务人提供的外汇质押，质押外汇来源仅限于经常项目外汇账户（出口收汇待核查账户除外）内的资金。
- 二、 经常项目外汇账户开户行应按照境内外汇划转等规定，凭质押贷款合同办理相关外汇划转。外汇质押项下人民币贷款合同执行完毕，如债务人未发生违约，所质押外汇由质押账户开户行审核相关凭证后划回原资金划出账户。如债务人发生违约，由贷款行按未偿还人民币贷款本息和相关费用金额以及当日该行挂牌的现汇买入价，计算应收外汇金额并直接办理结汇，剩余部分外汇划回原资金划出账户。
- 三、 外汇质押币种仅限于银行间外汇市场挂牌交易的外币。
- 四、 办理外汇质押人民币贷款业务的金融机构应于每月初 5 个工作日内向所在地外汇局报送上月外汇质押人民币贷款业务情况（附表 1 和附表 2）。国家外汇管理局各分局、外汇管理部（以下简称各分局）应于每季度初 15 个工作日内向国家外汇管理局资本项目管理司汇总上报上季度辖内金融机构办理外汇质押人民币贷款业务情况（附表 3）。
- 五、 各分局应将本通知转发辖内中心支局、支局和金融机构，并制定具体的操作指引，对银行和企业进行政策解读，加强数据的监测和分析，及时向国家外汇管理局资本项目管理司反馈政策执行中遇到的问题。
- 六、 本通知自发布之日起实施。境内企业办理外汇质押人民币贷款业务均按照本通知执行。

- 附表：
- 1.金融机构外汇质押人民币贷款业务登记表
 - 2.金融机构外汇质押人民币贷款业务月度汇总表
 - 3.辖内金融机构外汇质押人民币贷款业务季度汇总表

国家外汇管理局

二〇一一年十一月十七日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。